

第5回総務省・財務省合同政策会議の概要

日 時：平成21年12月15日（火）18:00～19:30

場 所：衆議院本館 2階 14控室

出席者：渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、峰崎財務副大臣、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官、古本財務大臣政務官、大串財務大臣政務官ほか

議 題 ・平成22年度税制改正について

・その他

○小川総務大臣政務官

皆様、こんばんは。閉会中にもかかわらず、大勢の先生方にお集まりをいただきましてありがとうございました。ただいまから、総務省・財務省合同政策会議、税制に関する部分でございます、開催させていただきます。本日の進行を預かります総務省の小川でございます。よろしくお願いいたします。

出席者、そして会議の取材状況、また資料の配付、議事録の公開等々に関しては、従前どおりの取り扱いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、峰崎財務副大臣からごあいさつをさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

ご紹介いただきました峰崎でございますが、今日で確か5回目になると思います。いよいよ今週末までには何としても税制改正大綱を決定したいということで、今日も税制調査会を行いまして、また税制調査会の大綱をまとめていくために、今日、起草委員会を第1回目、開催いたしました。その意味で、今力を入れて頑張っておりますが、明日以降はこれから先、どのような展開をしていくのかというのはいろいろな事情がございまして、なかなか予断を許しません。できる限り、私たちは、予算編成をするための前提条件として、今週末までの税制改正を実現したいということで全力を挙げております。ぜひ皆さんのお力添えをいただいて、この実現に向けて頑張っていきたいと思っておりますし、もう1回、どうしても税制改正大綱を文章によって皆さん方にも、今日は文章、出ておりませんが、税制改正大綱の案文を皆さん方にもお示しをして、ご意見を伺う場をどうしてもつくらなきゃいかんと思っていますので、その際、またよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

総務省から渡辺副大臣、ごあいさつをお願いします。

○渡辺総務副大臣

皆さん、こんばんは。こういう遅い時間であるにもかかわらず、本当にお集まり、ありがとうございます。野球の世界でよく野球の神様というのがほほ笑むと言いますけれども、今日、こういう遅い時間でもあえて時間を作ってここに集まった皆様には、選挙の神様が必ずほほ笑むだろうということで、ぜひご安心いただければと思います。

総務省は地方税を所管していますけれども、今新聞等で報道されておりますとおり、いろいろ財源をめぐって厳しいやりとりをしております。皆様方もご案内のとおり、税調は公開しております、インターネットで中継をされる。それだけに、なかなか税調の議論が行きつ戻りつしてまとまらないんじゃないとか、なかなか双方に隔たりがあるといういろいろ新聞に書かれていますけれども、逆に透明にしているからこそいろいろな本音の意見、ぶつかっているものが、今まではわからなかった部分が、しっかり真摯な議論をしているからこそ本音が出るのであって、またそれが中継されているから、そう映りますが、しかし、みんな非常にまじめに議論をしているということをご理解をいただいているところだと思います。

そういう中で、皆様方、いろいろ報道等見ながら、あるいは皆さんの思うところの中でいろいろなご意見もあろうかと思えます。前回も申し上げましたけれども、ぜひ当選して間もない皆さん方、あるいは選挙区に頻繁に我々よりも帰ってらっしゃる皆さん方、地元の方々からどんな民意を受けているかということ、ぜひ我々、受けとめる場とさせていただきたいと思えますので、どうぞ忌憚のないご意見をぶつけていただければと思います。今日は遅くまでご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

本日、お手元には、特例に関します二次査定案及び参考資料に加えまして、大綱の骨子案をお配りさせていただいております。主にこの点について、国税、地方税、それぞれ担当副大臣からご説明を申し上げた上で、ご議論をいただきたいと思えます。

それでは、国税部分から峰崎副大臣、お願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、大綱骨子案というのがございますので、これをご覧になっていただきたいと思っております。皆さん方には、私どもが文章化できているところがまだ本当に少のうございまして、残念ながら文章をお見せすることができないわけでありまして、ただ、第4章の平成22年度税制改正というのは、要するに租税特別措置、地方税で言うと後でご紹介があると思っておりますが、非課税等特別措置ということで、租特、租特と、こう呼んでいるもので、その点についてのかんりの部分はもうほぼ、かんりの部分というか、あと1つ、2つ残して大体了解に達しているわけでありまして、ただ、これもまだ党側からの要望がどのようなものが出てくるか、この点のある意味では見きわめを含めてしっかりと受けとめなきゃいけない点でございまして、およそ平成22年度税制改正、これはまとまっております。

お手元に資料として参考資料というか記号の説明というのが資料4とあって、その下に資料5というのがございまして、この中で各省庁の要望事項、これは二次査定分ですけれども、これらの中身がおよそ大体まとまりつつあるというのが実態でございまして。これはぜひ、またできた段階で皆さん方に明らかにしていきたいと思っておりますが、およそどんなことがまとまっているというのは、この資料5をご参照になっていただきたいと思っております。

あまり長い時間じゃありませんので、「はじめに」というところは、わが国を取り巻く環境の変化というところで、これは率直に申し上げて、相当厳しい環境であるということをお私たちはここで指摘をしなければいけないと思っております。特に少子高齢化、あるいは格差が拡大している、デフレ経済で本当に国民生活がひどい目に遭わされている、こういった点をこの中で記載していく予定でございまして。

さらに、これまでの政府の対応はどうだったのだというところで、やはり長い間続いた自民党政権のもとで、私たちの国民生活が、社会保障が本当にずたずたにされてしまったなど。あるいは、既得権益だけが擁護されて、本当に「公平、透明、納得」できるような透明感のあるような、そんな税制になってないじゃないかということをお私たちに厳しくそこでは指摘をしていきたいと考えているところでございまして。これは、まさに前政権がどんな問題点を持っていたのかということをおそこで指摘しておきたいと思っております。

では、鳩山政権ではどうだったんだということで、これは国民生活第一というこれまでの選挙におけるキャッチフレーズといいますか、スローガンというものがありますが、そうした中で、経済社会の構造の変化、あるいはチルドレンファースト、本当に子供は社会の宝物であるという観点などなど、あるいは新しい公共という概念でNPOの活躍など、要するにガバメント、いわゆる政府、地方政府も含めたそのガバメントソリューションと

いいですか、それによる解決、あるいは市場における解決、さらにもう一つは、社会における公共、新しい公共部門における解決、そういうものをトライアングルとしてとらえながら進めていこうじゃないかということをごに提起し、そして地域主権、あるいは環境問題、その他を鳩山イニシアチブなどを入れて、ぜひ政府への信頼を回復し、国民の不安を解消していくために、これを鳩山内閣の税制改革に向けてのまず基本的な立場をそこで明らかにしているところでございます。

第1章の税制改革にあたっての基本的な考え方というところでございますが、これらはシャープ税制以来、今日までの税制がどう変わってきたのか、あるいは税制改正というのは、やっぱり社会を支え合うための財源を確保して、経済社会の構造変化に対応した税制を構築することが必要なんじゃないか。第1番目に、納税者の立場に立って、公平、透明、納得、この3原則、税制のあり方を考える上においての土台に置こう。こういった観点を通じて、支え合いを行って、そのために社会全体がみんなで支え合うために必要な費用を分かち合う。こういう観点も指摘をしたいと思ひますし、税制と社会保障を一体として考えていこう。さらには、グローバル化に対応できるように、あるいは、税制の国際協調、さらには地域主権を、これは後で渡辺副大臣から出ると思ひますが、地域主権に対応できるような税という観点もしっかりとここで打ち出していきたく思ひます。

第2章が、新しい税制改正の仕組みということで、今、私たち、新しい税制調査会の設置を行って、今初めての税制改正の大綱をまとめようとしているわけであります。それは、今までの仕組みとどこが違うのかということについてでありますが、今までの自由民主党を中心とした与党側の税制改正論議というのは、権限のない方々、すなわち内閣にいない方々が実はそれを決めている。そして、それは透明度が非常に低い。国会の審議の場で答弁を行う必要のない方々が事実上の決定権を持っている。こういうものをやはり私たちは変えて、そして内閣に一元化して、我々政府の責任に応じて新しい税制調査会を発足させたわけであります。

いろいろ多くの方々から、この税制調査会を透明度を高めて、今日もテレビジョンが入っています。後ろの方にはマスコミの方がフルオープンで議論しているわけでありますが、税制調査会も同じように透明度を高めて議論してまいりました。この点は非常に高く評価をされていると私たちは思っておりますが、いずれにせよ、これからこういう税制調査会の仕組み、1回作ってまいりました。本当にこれでよかったのか。そして、私は、税制調査会の総会というのは、実は財務、総務の合同のこういう形での勉強をやりましかけれど

も、果たしてこういう形での財務、総務の合同の総会で税制全体を語る場が果たしてうまく機能しているのかどうか、こういった点も皆さん、ぜひ議論をしていただきたいと思っております。

そうした中で、来年の通常国会に租特透明化法案という法案を、今までは参議院の場で私たちがつくった議員立法で出してまいりましたけれども、これは衆議院で多数をとっていませんでしたので廃案になりました。この租特透明化法というのは、租税特別措置は本当に効果があるのだろうか、どのような活用のされ方をしているのだろうか、一部に偏っているんじゃないだろうか、長い間、既得権になってやしないだろうか、こういったことをしっかりと検証するために、法人税だけに今回は絞っておりますけれども、法人税制の租税特別措置の使われている実態を納税証明書といいますか、租特を使っている企業はその中にどういう租特を幾ら使っているということを記載してもらおうというやり方をとって、全数調査を進めていこうということでございます。

当初は企業名を公表しようということを行ったんですが、なかなかこの点については匿名でいいじゃないかということで、とりあえず折れているわけでありましたが、将来的にはこの租税透明化法に基づいて、租特のあり方について徹底的な議論を行うと考えているところでございます。

さらに、「ふるい」と呼んでいます。ふるいというのは、昔、網の目を入れてふるいというのがございました。要するに、租税特別措置が本当に機能しているかどうかをふるいにかけて、そして一つ一つ検証していったというのが今年の租税特別措置の大きな特徴点だと申し上げていいと思います。

その結果、大体国税で私どもが81項目ぐらい、今年、租特の見直しをしたわけでありましてけれども、そのうち約半分と今のところ申し上げておきましょう。ここで縮減、廃止。新しくできたものというのはありません。ですから、当然のことながら、今まで減税が多かった租税特別措置を増税に実は引き上げていくことができっておりますし、廃止した項目は、今のところおよそ10項目の租特を廃止できたと見ております。後で地方税のほうは、また渡辺副大臣から出されるだろうと思いますが、いずれにせよ、これまで自由民主党の政権の大きな柱になっていたと言われておりますこの租特のあり方について、政官業の癒着の構造ではないかということで、これをやはりしっかりと見直しをしていくことの第一歩を私たちは進めたと理解をしているわけでございます。

第3章の各主要課題の改革の方向でございますが、これはどんなことを議論しているか

という国税に絡む、あるいは国税も地方税も両方絡む問題で言えば、納税環境整備で言えば番号制度を入れる。これは社会保障の給付とも絡んでいる問題であります。あるいは、罰則の強化。金融商品取引法、こういったところでは、金融市場では非常に犯罪に対する罰則は強化されてきましたけれども、税の世界では遅れておりましたので、これらについて進めていこう。あるいは、国税不服審判所の改革、国税通則法の見直しの問題などもここで議論していきたい。それから、個人所得課税は、給付付き税額控除制度の導入に向けていく。格差の縮小、格差が今まで非常にどんどん拡大していたけれども、これをこういう形で改革をしていくということなどが議論されております。

法人課税のところは、租特であるとか、あるいは企業の結合法制の問題など、企業間の関係の法人税のあり方、こういった点について出ておりますが、まだ法人税を下げろという要求がございますけれども、これは課税ベースを広げて、本当に租特のあり方など見直しをする。あるいは、減価償却のあり方も本当にそれでいいんだろうかといったことについても、これらの中に含まれると思います。

さらに、国際課税のところは、タックスヘイブン税制。日曜日の日経新聞の1面に載っておりましたけれども、これまでは25%以下の税率のところをタックスヘイブンと言っていましたけれども、これを20%以下に下げる。これはだんだん世界的に税率が下がってまいりましたから、お隣の韓国なんかは、法人税率が今20%ぐらいに下がっております。そのために、今のままでいくと、お隣の韓国はタックスヘイブンの地域だということで、非常に厳しい取り締まりの対象になるんですが、これが20%まで下げるとなったために、韓国やシンガポールといった国々も実はタックスヘイブンにならなくなってくるということで、日本の企業の方々のある意味では進出といえますか、そういうものに対しては非常に大きな効果があるのではないかと思っている。こういった問題が国際課税の中で出てまいります。

それから、資産課税で国税で言いますと相続税、贈与税の見直しの問題でございます。これらは、今年実現できませんけれども、それらについての方向性についてはここで書いていきたいということでございます。

消費税については、3党合意に基づいて4年間は上げないということになっておりますので、これらについて、消費税についてしっかりと、しかし、内容上の問題点といえますか、それらの点については少し触れさせていただこうかなと考えております。

個別間接税は、酒、たばこ、あるいは例の油の問題ですね。油というのは、ガソリン税

とかそういった道路特定財源問題の部分があるわけでございますけれども、そのうち個別間接税について方向性を、結論的な問題は平成22年度の税制改正に入っていくのではないだろうかと思っておりますが、たばこの問題について言いますと、今、理念の転換。

これまでは税込確保というところを中心にたばこ事業法で決められておまして、困ったときのたばこ税頼みだったんですが、これを健康目的に変える。ですから、健康に悪いものについては課税を強めていこう、こういうことで方向性としては、中長期的にこの健康目的のために税率を上げていく。上げ方は、いろいろな点を配慮しながら上げていこうという議論がなされているところですが、いつどのぐらい、どのように上げていくのかということについては、今最終的な調整に入っているということをおし上げておきたいと思っております。

市民公益税制のところは、寄附税制などでは手続のあり方、あるいは寄附の控除額、すなわち寄附金で幾ら、今までは5,000円以下だとこれは寄附をしても控除の対象にならなかった。これをさらに確か2,000円だったでしょうか、もう少し下げて、2,000円ぐらいまで下げていこうという方向を打ち出すことができるんじゃないだろうかと思います。

第4章は、先ほど申し上げた平成22年度税制改正で、これはお手元にあります資料5のところを国税部分、経済産業省からずっと並んでいるものを参照していただければなど。

最後の第5章、今後の進め方のございます、政府税調を廃止して中長期的なビジョン、こういったものをしっかりとやはり専門家の方々を中心にしながらまとめていく。もちろん、政治家もその中に参加することは言うまでもありませんが、税制調査会、あるいは国家戦略局のもとでこういうものを作っていくということをおし出していこうと思っております。

やや口頭で、文章がない中で早口で申し上げたためにわかりにくかったかもしれませんが、およそそういった方向で今税制大綱をまとめているということの報告をさせていただきます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

渡辺副大臣から地方税に関連して補足をお願いします。

○渡辺総務副大臣

この連日の税制改正大綱の中で、地方税の部分について、かいつまんでお話をしたいと

思います。

「はじめに」という部分と、第1章、第2章の部分、今日も議論をいたしました。やっぱり我々としては、地域主権、これを繰り返し申し上げておりますけれども、この地域主権のことを明確に書いております。まず、鳩山政権での対応の中で、地域主権の確立による地方の再生、地方自治体の自由度を高め、地域のことは地域の住民が決められるように改め、それぞれの地方に合った政策を行えるようにすることで、活気に満ちた地域社会をつくる。そして、地域主権戦略会議を発足させましたということに触れてございまして、そしてまた税のあり方の中では、私どもはここで、やはり地域主権の確立に触れているわけでございます。

特に、地域主権を確立するためには税制の構築が必要である。市民に一番身近な自治体が充実したサービスを提供することが納税の意義を実感することにもつながり、地域主権を加速させる。そしてまた、国と地方の役割分担の大幅な見直しに合わせて、それぞれの担う役割に見合った形へと国、地方間の税財源の配分のあり方を見直す必要があるということも明記しているわけでございます。

具体的には、明日以降、この税制大綱の第3章以降をまた議論しますが、その中でここに触れられていることにつきまして、当然、所得税と連動して住民税の控除のあり方についても議論してまいります。そして、今マニフェストの大玉と言われておりますけれども、3大臣を含めて、もう閣僚級でいろいろ議論をしております例えば暫定税率の問題。これは皆様方、地元にも寄せられていると思いますが、地方からとにかく財源なき暫定税率の廃止はやめてくれと。代替財源がなければ地方自治体はとてもしゃないけれども、業務が滞るということがございまして、今までも議論をしてきているところでございます。

また、たばこ税につきましては、ご案内のとおり、企画委員会で引き上げる方向で結論を出しました。3大臣に適切な額、あるいは実施の時期を議論していただいているところでございますけれども、この際も、この参考資料にもありますように、現行のたばこ税、地方分と国分が1対1であることに考えて、この1対1を堅持しつつ検討を進めていくということを議論してきております。

また、皆様方から、ちなみに、地方たばこ税についてはこの横書きの資料の7ページにございますけれども、1,000本当たり地方たばこ税4,372円、国のたばこ税4,372円、そのうち地方たばこ税が都道府県と市町村分ではかくかくしかじかと書いてございますが、この点につきましてもぜひ皆様方からご意見をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

それでは、ご出席いただいた先生方からご自由にご発言をいただきたいと思います。

○・・・議員

前からいろいろとお願いをしている話について言えば、例えばオーナー課税の問題であるとか、あるいは石油石炭税の話だとかナフサの話だとか、いろいろ項目としてはあるんですけども、今ざっとこの資料を見させていたるところによると、Pがついていたり、あるいは線が引っ張ってあって、これは租特のところでは議論しないで、主要課題のところでは議論するんだという位置づけになっていたり、一体どういう議論が進んでいるのかというのが全く私たちに見えていないんですよ、ある意味では。要望はしているけれども、その要望がどう受けとめられているかということがよく見えない状況である。これは、別に、今日議論できないというのは、それはそれで構わないと思うんですけども、要望だけまた重ねて何回か続けていけばいいのかもしれないけれども、一体いつの段階でどういう形で議論ができるんだろうかと。次のときには、ちゃんと中身が入ったものが提示されて議論ができるんだろうかというちょっと疑問があって、あえて発言させていただきました。

逆に言うと、今まで、我々、ここにいる人たちも含めて、政策会議で要望したような話というのが、ここに書いてない話、Pになっていたり、あるいは線が引っ張ってあって主要課題のほうで位置づけるということになっているのであれば、今どういう方向で議論されているのかということをやっぱり説明していただかなければいけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○・・・議員

少し関連するのかもしれないんですが、例えばこの間、オープンにしてくださっていることで、この評価のCですとかPですとかというのがずっと外に情報が出ていますよね。その中で、例えばCがついたものについて、新しくまた地元から要望が来たりしている状況が正直ございます。例えば漁業者のA重油のことでしたりですとか。もちろん、それをこれまでの政権の悪いところを直していく、また公平性の観点から見直していく、財政規律の観点から正していく、これはすごくいいことだと思うんですけども、正直、地元からこのCに対して、過程でどんどん要望が来るものですから説明する必要があると。

ということで、その辺、ペーパーでと言うとまた時間がかかってしまうかもしれませんがけれども、この1つの課題にかかわらず、やはり負担増になる部分につきましては、十分説明が一人一人できるように何かお教えいただけるような形があればありがたいなと思っております。

○・・・議員

ちょっと重なるんですけれども、オーナー課税の問題、これはぜひともしっかりやっていただきたいと思っております。個人課税の問題と法人課税の問題がごっちゃまぜになっているものだと思っておりますので、これをぜひやっていただきたいのと、それとあと、税務の現場でやっぱり一番気になるのが、消費税の仕入れ税額控除の調整のところで、来年から適用することになると、建物をこれから建てる人に関しては、もう来年の4月以降に建物が竣工するということもあると思いますので、実際に具体的にどのような形に変わっていくのか。消費税の仕入れ税額調整措置、自動販売機を設置して消費税控除を受ける件なんですけれども、もし建物を計画するとすると、半年前ぐらいからもう話は進んでいると思いますので、そうすると、来年度から変わるとなると実務に非常に影響があると思いますので、具体的なことがわかればと思っております。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

それでは、全般的なところを峰崎副大臣、それからあと、特例項目を古本政務官からご答弁申し上げます。

○峰崎財務副大臣

全般的に、逆に言えば今までの議論をされたところで、確かに、その後どうなったのかということについて、もう既に方向性としてまだ確実に固まってないために全部出せてないんですが、今の段階で税制調査会としてはおよそこういう方向かなと、こういうふうに言わざるを得ないのは、まだ党側の要望事項が来ているために、そこでの調整が残っておりますので、確定的なことは言えないということなんです。オーナー課税の問題に関しては、率直に申し上げまして、今年、オーナー課税廃止ということで、我々、かつて法案を参議院で出しておりましたし、考え方の面で今ご指摘の点については、考え方にそう大きな開きがあるわけじゃありません。

ただ、当時、私たちがつかんでいた情報として、これは正しいのかどうか、これは信用するかしないかという話なんです。国税庁で調べていただいた結果、中小企業のオーナ

一課税を適用されているところの平均的な所得水準が2,000万円、これは赤字企業でも平均するとそれだけあり、またオーナーの最高所得が1億円とか2億円とかという金額の最高値が出てきたりしているわけでありまして、そういう中で、ある意味では、法人段階における課税と、オーナーの給与に対してそれが振りかえたときに、この問題が二重の課税逃れというか、課税逃れと言ってはおかしいんですが、控除ができるということに対して、本当にこれは問題ないんだろうかという議論が、実は率直に言って税調の場でございました。

それは、そうはありながらも、これは我々としては出してきましたので、率直に言って、これらの点についてさらに、例えばこれはそれをやってもなかなか解決にはならないと思うんですが、給与所得控除の上限をどうするかという議論や、あるいは来年は所得税の改革を抜本的にやりますから、そうしますと、給与所得控除というのは、かつてはクロヨンに対してどう対応するかということを中心に議論があったわけでありましてけれども、そういったことの、いわゆる給与所得控除の改革と絡んでまいりますと、当然、このオーナー課税との絡みも出てまいりますので、その段階で来年、この問題については実施していこうじゃないかという方向が、ややそういう方向でまとまりつつあると申し上げておきたいと思えます。

それともう一つ、同じ中小企業関係で、中小企業の法人税率を18%から11%に下げると言ったじゃないかご指摘を受けている点もございます。これも、確かにそれは我々が選挙期間中に訴えたことは間違いありませんので、このマニフェストの中で、これは4年間のうちに実現していくということでありましたけれども、率直に申し上げて、財源の問題というのは非常に大きい問題で、やはりこの財源をどのように生み出すのか。そうすると、中小企業の法人税率を下げるのであれば、中小企業の関係する租税特別措置なんかの見直しを通じて、課税ベースを広げて法人税率を下げるということも1つの方法だねという議論がございました。それらも含めて、来年以降にこれを実現するべく努力をしていくということで、今度の関係については一応の、今の段階におけるある意味では税調の合意を得ているというのが率直なところでございます。

ですから、何度もオーナー課税の問題については議論いただいております。そういう意味で、今の段階ではそういう状況だということでございます。

○・・・議員

さっき説明されたことは、やっぱり我々は法案を出したときにわかっていたと思うんで

すよ、私は。

○峰崎財務副大臣

800万円ぐらいだろうと所得の平均値をそのとき見ていたんですが、それが2,000万円という数字を我々も新しく知ることによって、これは一体どうかなという議論も率直に言ってありました。それは、我々はそういう考え方の上で整理をしてきたじゃないかということについての提起も、もちろん多くの税調のメンバーの中ではほぼ合意はしているんですけども、今年、来年のいわゆる所得税の改革の中で、それらの問題については1年、率直に申し上げて先送りというのは変ですけども、1年先にこの問題については決着をつけようというところで一応の合意を見ているということでございます。

それで、石油石炭税の問題なんかで、環境税の議論では環境省から出てまいりました。これについてはどんな議論をしているんだということで、率直に申し上げて、環境省から出てきた案についての議論もいたしました。ただ、この環境省から出ている石油石炭税を上げていく議論については、残念ながら十分これがまとまったとは言えないと思っております。

例えば未整理の問題で言えば、この石油石炭税というものが一般税なのかどうか、あるいはこれは家庭の灯油だとか、今まで非課税だった灯油とか、そういうところにも結構上がってまいります。そういうことによって家計にはどんな影響を与えるんだろうか。それに対してはどんな措置をとるんだろうか。そういう様々な問題を我々としては、これは十分まだこなし切れてないんじゃないだろうかという議論で、ただ、まだこの環境税議論というのは、率直に申し上げて、道路特定財源問題との絡みで、石油、ガソリンやあるいは軽油の問題と絡めて、非常に率直にまだ最終的には決着のついてない状況でございます。今の段階で申し上げるとすれば、そのような議論の経過はありながらも、今回入れたほうがいいという意見の方もおられたんですけども、まだ十分こなれてないねというのが税制調査会における検討の結果ではやや大勢だったかなと思っております。

あとは、扶養控除の問題が今少しお話をしておいたほうがいいだろうと思いますが、子ども手当に対応する扶養手当として、ゼロ歳から15歳までの子ども手当が支給されるころの扶養控除の廃止ということについては、これはあまり大きな意見の対立はございません。

そうした中で、実は23歳から69歳までの成年扶養控除と私たちが通常呼んでいるところに、約520万人近い人たちが実は扶養されている。ここには障害者の方とか、ある

いは難病の方々とか、介護を受けているの方々とかそういう方。あるいは、失業者、若い方で失業してしまったとか、お年寄りを実は自分の扶養に入れているという事例もございました。いろいろなことがあるんですが、こういった方々に対しても実は扶養控除を廃止するという方向を出しておりましたけれども、これをどのように救済することができるのかということについて、今も現段階において、鋭意、扶養控除を廃止するに伴って、どうしてもこれは救わなきゃいけない方々をどう救えるかということについての議論が続いているということで、結論はまだ出ておりません。

私たちは、国民の皆さん方に十分これなら納得できるというものにしていくために、今鋭意努力をしているということでございます。

新聞等でもう一つ控除の問題では、16歳から18歳、すなわち高校生の授業料の無料化に対応して特定扶養控除の圧縮を図ったらどうだという議論が今なされております。これは、今日、また新しく税制調査会を出されておまして、現在も税制調査会の会長、会長代行である菅さん、それから総務大臣、原口さん、この3名によって今議論されている課題であるということで、私たちとしては、この3人の税調の幹部の方に今は議論の結果を預けているというのが率直な実態でございます。

およそ、よく議論になっていく、まだまだたくさんほかのところにもあると思うんですが、私が先ほど申しそびれたところがございますので、私から申し上げて、あと古本政務官にこの点についての、あるいはそれ以外の点についての補足をお願いしておきたいと思っております。

○古本財務大臣政務官

古本でございます。お疲れさまでございます。

消費税のご指摘をいただいたんですけれども、実はこれは会計検査院から指摘まで受けている事案でありまして、要は、ご存じの方々はよくご存じなんですけれども、よくアパートを新築で建てたときに、その前に自販機を建てている方を見受けますよね。そうすると、免税事業者か課税事業者か選ぶんですけれども、アパート経営の場合は非課税業者ということになるんですけれども、自販機の販売業であれば、ある一定の売上以上になれば当然課税事業者になる。

そのときに、率直に言えば、意図的に自販機業者を選択することにより、その自販機を設置した背後にあるアパートがその自販機業を営むコストとして控除しているというケースが指摘されていまして、アパートが先なのか自販機が先なのか、どう考えてもアパート

が先でありまして、このことをきちんと適正化していこうということでありまして、仮に免税事業者あるいは課税事業者を選んだ場合は、そこから3年間はフィックスさせるという改正をしたいということでもありますので、ぜひそのことについては、おそらく皆様の地元でそういうアパート経営をされている方からすると、余計なことをしてというご指摘がもしかしたらあるのかもしれませんが、これはやっぱり言えば租税回避をしている事例でありますので、これはやらせていただきたいというケースでございます。

それから、A重油、漁業用と農業用ということで、農水の政策会議でも大変な諸先生方の地域からの声を拝聴いたしまして、これを税調にきちんと持ち帰っております。そのことはご報告しなければなりません。

その上で、山田副大臣にお願いした話でありますけれども、同様にエコで、少し漁船をエコにしたり、あるいは農業をエコにするという観点で、歳出のほうで補助金がついているんですね。ですから、片やA重油という、どちらかといえばCO₂にあまりよろしくない原因者になるものを補助し、片や農業と漁業でそういうエコ漁船とかを援助している。これは二律背反するんじゃないかという観点から、少し歳出の方を圧縮していただけないだろうかということも投げたところ、今鋭意ご検討いただいて、その歳出の圧縮努力をいただいております。ある一定の数字を今いただいております。そのことをもって現在、最終判断に入っているという局面にあると思いますので、漁家、農家、それぞれの皆様の実情はよくよく承知しているつもりでございます。

○小川総務大臣政務官

引き続きご発言いただきたいと思います。初めての方、いらっしゃいませんか。よろしいですか。関連で。そちらの先生、お願いします。

○・・・議員

さっきのオーナー課税なんですけれども、峰崎副大臣の言われるのは、理論的なことは私もよくわかるんです。だけど、やっぱり経緯の問題からしても、これはやっぱり一たん、私はこれはすっぱりとやめて、そして改めてしっかりと本来あるべき課税のあり方ということも議論すべきのほうが筋だと思いますね。

峰崎副大臣を含めて皆さんが、国税庁から聞いてみたら、初めて実態がこんなふうになりましたと言われましたけれども、私は初めからある程度わかっていました。当局にいたから。だけど、その立場からしてみても、やっぱりこのオーナー課税の導入の経緯とか、あのときの説明ビデオとか、あれはやっぱりだまし討ちであったと思います。

そういう意味では、一遍きっかりとやめて、そして新たに本来あるべき課税のあり方をみんなで議論していくという、その姿勢をぜひ今回とっていただきたいということをお願いして、すみませんけれども、よろしくお願いします。

〇・・・議員

先ほど冒頭に渡辺副大臣から国民の声をもっと聞かせてほしいというお話がありましたので、あえてお話をしたいと思います。民主党はこのマニフェストを守らんがために、自縄自縛に陥っているんじゃないの、非常に今身動きがとれなくなっているんじゃないの、もっとおおらかにやりなさいよ、こういうお話、またこれに類するようなことですが、おれはマニフェストを読んで投票したわけじゃないよ、とにかく自民党から民主党に変わってほしかったんだ、だから、今までと違うやり方さえやってくればいいよ、こういう声もごさいます。それから、マニフェスト、大変いいことを言っているけれども、一度にやろうと思わないで、4年間に、来年はこれをやる、次はこれをやるといういわゆるロードマップをきちっと示してくれば、それにおれたちはこだわらない、ああ、そうかと思って拍手するよというお話もごさいます。

それから、財源が少なくて苦労しているようだけれども、それだったら、例えば暫定税率にせよ、あるいは租税特別措置にせよ、一度に全部やめようと思わないで、段階的に順次やっていけばいいじゃないか、そのうち景気よくなるよ。こういうお話で勇気づけてくださる方もおります。

それから補助金が流れる経路を見直してくれば、もっと効率がよくなるんじゃないか。経路を変えれば、そこでうまい汁を吸われなくなった分、増えてくるじゃないか。その分、財源が助かるんじゃないの、こういうお話をしてくださる方もごさいます。

それと、今、漁業用A重油のお話があったので、ちょっと触れさせていただきたいんですが、今までもこの漁業用A重油の補助がございました。ところが、事務能力のある、いわゆる経営体を持った水産業者、漁船経営者、この人たちならエコエンジンに変えろとか、あるいはこういうものを申請書を出せとか、そういうのに対応できるんですけども、もっとエコエンジンなんか買えないような小さな、それこそさっぱ船と言いますけれども、小型船でワカメを取ったりコンブを取ったり、そしてそれを持ってきて乾燥するのにA重油を使っている、そういう事務能力のない本当に零細な漁民の人たちが結構重油を使っているんです。その人たちがもう使い勝手が悪いものですから、今までは一切、補助金申請をしてないんです。ですから、それを助けていただく意味においても、さっきも言いまし

たけれども、既存の組織を使うことなしに、農業と同じに生産者直結の補助金をおろしていただく手だてを考えていただければ。せめて各地区の漁業協同組合なり、それがなければ市町村の水産課なり、そういうのを利用していただければ、随分使い勝手がよくなるであらうと思っておりますので、付言をさせていただきます。ありがとうございました。

○・・・議員

改めて言うまでもないんですが、A重油の問題です。

まさに今おっしゃったように、歳出のほうでいろいろな対策を打っておられますも、もうとにかく日々の漁業の継続で精いっぱい、なかなか新たな政策に乗っていけない、転換できないという人たちが多くいますね。だから、これは先般も申し上げましたけれども、当面の死活問題ということで、急にこれがなくなりますと、もうちょっと状況がよくなれば、前向きの政策に乗っていけるんだけどという人たちもいらっしゃるんですが、今急にここで、経済状況も悪い、漁獲も悪い、出来高も低迷している、毎日をとにかく続けていきたいという方々は本当に途方に暮れてしまうという状況ですので、政策方向というのは必要だと思いますけれども、今急にゼロにして、こっちに乗っかりなさいと言っても、ついていけない人が大多数だろうと思いますので、このところをぜひよろしく願いたいと思います。

○小川総務大臣政務官

お三方いただきました。ひとまず置かせていただきます。

○渡辺総務副大臣

ありがとうございました。

私も実は選挙区で同じように言われまして、いろいろあれもします、これもしますと言うけれども、もうとにかく無理して、あまり風呂敷広げ過ぎて、結局何もできないことでも優先順位を決めて、しっかりやりなさいと。しかも、とにかく私たちの今議論であるのは、財源が、今回、税収が予想以上に少なかった。その中で国債を発行することは、これはやっぱり、当然最大限歯どめをかけなければいけない。そうすると、歳出を減らすか、借金を増やすかという選択肢になってきます。これは私どもが決めることじゃありませんが、やっぱり私も同意見をいただきまして、とにかく民主党のマニフェストをやるために、あまり無理に進めるなという意見もいただきます。本当にご指摘のとおりでございまして、ぜひそのことを重く受けとめて、ただ、その声に甘えることなく、やはり国民に期待されたマニフェストの中で、まず最初にやるべきことは何か。政権交代の果実を一番最初に見

せるものは何かということについても四苦八苦しているわけでございます。またこうしたいろいろな方の声を聞かせていただきます。参考にさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

オーナー課税の問題は、もう帰られておりますけれども、方向性としては、今おっしゃられています。考え方の上では一致をしておりますので、それらについては、来年度の改正の中でしっかりと実現できるように頑張っていきたいなというふうに申し上げておきたいと思っております。

あとは、先ほどのA重油の問題は、古本政務官が答えられたとおりでございまして、最後の調整事項として残っておりますが、しっかりと農民の方あるいは漁民の方の気持ちにこたえられるように、我々としても対応していきたいと思っております。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

○・・・議員

私もマニフェストに書かれた、あれは100何項目あるんですかね。100何項目をもともと1年でやるなんていう話はない話で、4年でやる話ですから、すべてのマニフェスト項目をやるという必要は、私はないというふうに思っております。

ただ、マニフェストもいろいろな項目によって、書く理由があります。今、ロードマップという話もありましたが、ロードマップを示した項目もあります。財源も数字がちゃんと入ったものもありますし、入っていないものもあります。そういう意味で、資料3の地方税関係の13ページをぜひ見ていただきたいと思うんですが、暫定税率については、これをマニフェストに書きました。これは、解釈の余地は全くありません。それと、これはロードマップにもちゃんと示しております。

今、税収不足でいろいろ議論がされているというふうに聞いておりますし、それは状況変化だから、当然あるというふうに思っております。ただ、やはりこのマニフェストのどれに重点を置いて国民の皆さんに示したかというのは、当然頭に置いて整理をしていただかなきゃいけないというふうに私は思っております。

特に地方の財政をどうするかというのは、これは1年、2年の話ではないです。この暫定税率の話というのは、少なくとも私は、7年前になつてからずっと議論をしてきました。地方の税収をどうするかというのもずっと議論をしてきました。その上でこれだけのもの

のを書き切ったという重みは十分理解していただきたいということが1つ。

それと、一部の議論で、暫定税率を下げるとCO₂が1,000万トンか何か増えるという議論を言う人がいます。もしそういうことを前提に暫定税率と環境税の議論をするのであれば、そういう主張をする人と、私と両方合わせた中でどっちが正しいのかというのを、税調のメンバーの面前で私はぜひさせていただきたいというふうに思います。

1,000万トン増えるというデータはありません。これは、大学の先生の試算です。ここ数年の価格と消費量を見ても、全くそういう関係はありません。それはなぜか。通常は、高くなれば、高い交通手段は避けるというのは当然です。ただ、なぜそうならないかというのは、特に地方において自動車にかわる交通手段はありません。エコ対策車を買おうにも高く買えません。そういう人にとってみれば、そのためにガソリンなり軽油の価格が上げられる、もしくは、下げられないというのは、生活を圧迫する要因でしかない。この現実をぜひ税調のメンバーの方には、理解をした上で議論をされるなら私は構いません。ただ、これを理解しないで大学の先生が言っている、環境団体が1,000万トン増えると。本当にそうなのかというところも追求をしないで議論をすることだけはやめていただきたい。

呼んでいただければ、いつでも私は皆さんの前でそういう人たちと議論をする用意がありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○・・・議員

大綱骨子案の第3章の5の資産課税のことなんですけれども、私はこの合同政策会議、3回目からしか、国対の新人研修やらありまして、1回目、2回目は出られなかったんです。議事録の中で、ちらっと資産課税のことも誰かご質問されているように拝見したんですが、これはどっち方向に行くかというところで、贈与税とか特におもしろいところだと思うんです。特に今、所得の関係がどうしてもじわりと増税感があるものですから、めりはり効かせて反対方向に行くのも、これはおもしろいんじゃないかと正直思ったりもしてまして。

調べてみますと、贈与税なんかも過去振り返れば、毎年1,000億ぐらいしか税収に上がっていないですね。相続税だって1.2~3兆だと思っんです。1,500兆ほど個人金融資産あるぞといいながら、毎年相続税収になっているのはわずか0.1%ぐらいです。もちろん高齢者の方も消費意欲が弱いわけじゃないんですが、ネットで資産と債務を比較してみると、40代以下の方はほとんどゼロなので、そういうところにどぼっと資産が移

転されるようなことというのは、ものすごく景気刺激になる、消費促進になるんじゃないかと思っております。

特に今回の緊急経済対策で、やはりできるだけ財政出動に頼らずに、知恵と工夫と規制を変えることでというふうなお話がありましたので、そこにもかなうことなんじゃないかと思ひまして、そういうこともぜひ、今どういうふうに進んでいるのかもまた教えていただけたらありがたいなと思っております。

○・・・議員

地域主権ということで渡辺副大臣からお話がございましたけれども、具体的なイメージというのはなかなかわいてこないんですね。地方税の参考資料を見ると、それに関連したものがおそらくまとまって出てくるんだろうと思うのでございますけれども、しかし、なかなか時間がないものですから、具体的なところまで議論がいかないと思いますので、2つほど要望だけを申し上げて、これからの次の方向として検討してもらいたいようなコメントをつけてもらいたいという意味で申し上げたいと思います。

1つは、三位一体の地方財政改革で、税収入がますます不均衡になった問題があります。所得税からの住民税の移管によって、不交付団体がより豊かになったというのは、例えば愛知県では3,000億円ぐらい収入がふえた。そして、東京都はおそらく1兆円近い、あるいは1兆円を超える収入増が、住民税が増えたことによってあったと思います。なおかつ、三位一体の改革で、税ではございませんけれども、義務教育の負担金が従来制約されておったのを、制約を解除しました。したがって、不交付団体は義務教育の負担金を合わせるとものすごい金額で増えている。こういうような地方間の是正問題は、地方団体からは上がりにくい問題だと思いますから、おそらく総務省は総務省なりに検討しているだろうと思うのでございますけれども、それを今後どういう格好でこの問題を扱っていくのか。三位一体の地方税財源の改革は、富めるところは極端に富めるような格好になったものを、何とか改めていく必要があるのではないだろうかという感じがしますので、その点をひとつよろしく願い申し上げます。

それから、消費税については、4年間は凍結でございますから、今特段いじりようがないのでございますけれども、地方団体の中からぼつぼつ、消費税の配分について、人頭につきだとか、いろいろな議論がございまして、そんなことをやっていると、地方消費税の本来の趣旨がどこかに行ってしまうので、1つ要望しておきたいのは、日本の地方消費税にまねをしてというか、それに準拠して、カナダが地方消費税を州で、半分

まではいきませんが、かなりのところがやりました。カナダの地方消費税の配分の仕方は、もちろん消費額によって配分するんですけども、その検証を産業連関表でチェックするという格好をとっております。

ところが、日本の産業連関表は、歴史は古いのでございますけれども、租税当局の資料が得られませんので、産業連関表は日本の場合には極めて不完全な格好になっているわけでございます。これは、税務当局が資料を出さないために。したがって、地方消費税を、おくれさせながら、カナダのような性格を期していくという方向をとるならば、産業連関表にもう一遍租税当局の資料をつけ加えた手直しをしていかないと、日本の場合には産業連関表が使えないという制約がございますので、これは将来の問題、4年間で十分な検討を租税当局にお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたい。

○・・・議員

連日、お疲れさまでございます。

質問というのではなく、お願ひという形ではあるんですが、まず1点目、A重油の先ほどのお話の中で、古本政務官の方から、一方ではそういう補助をして、歳出において、例えばエコ漁船に替えるといったら、またそちらでもというお話で、歳出の部分を縮減というお話をいただいたんですけども、実際に、幾らでも替えていきたいという農家の方たちはたくさんいらっしゃるんですが、簡単には……、やっぱりお金がかかるものですし、どうしてもそういう補助をいただきたいというお気持ちはたくさんあると思います。将来的にA重油を使つての漁法というのはなくして、エコ漁船漁法型に日本で変えていきたいと思いますという形でスムーズに変えられるような、そういう制度になっていったらいいなという希望があります。

また前回の政策会議におきまして、峰崎財務副大臣の方から、車社会について、中長期的に見れば、地方の生活も変わるでしょうからというようなお話がちょっとあったんですけども、生活様式を変える主導権というのは、確かに住んでいらっしゃる地方の方たちにあるんですが、国がその先どうしていくんだという目標を設定できなければ、地方にガソリンを使わないでエコカーに替えてくださいとか、そういうことを一方的に押しつけても、地方は地方で苦しんで、やっぱり道路で生きている人たちですから、何とかそういう気持ちを酌んでいただければなと思っております。

最後、中小企業なんかにおいて、これもエコについてなんですけれども、環境に優しいということで、ちょっと今の論点から外れるんですが、再生紙を使いたいという場合に、

再生紙のほうが高いために使えないというか、今本当に経済状況が厳しいので買えない。だから、CO₂出すのをわかっているのに新しい紙を買うんだという、そういう思いとは違う悪循環というのが働いている部分がたくさんあると思うので、何とかそういうところも取り組みやすいものにしていけたらという願いがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○・・・議員

地域を歩いていて、一番多くの人に関心を持っていて、一番多くの人に関わっているのが、やっぱり子ども手当と扶養控除の問題であると思います。

財務副大臣のご説明で、成年扶養控除520万人については、今まだ検討中ということですが、要望としては、ぜひこの控除の廃止だけはやめていただきたいなと思うんです。ここは、目玉の子ども手当をやって、逆に恨まれてしまう。せっかくの政策が悪評になってしまう可能性が、地域を歩いていると、これは非常に明らかであると思うんです。ゼロ歳から15歳までお子さんを持っている家では、もちろん控除は消極的給付ですから、手当は積極的給付だし、控除の場合は、金持ちも貧乏人も控除されるということですから、積極的給付をもらうということは、貧しい方にとってはプラスでありますから、これは必ず受け入れられていくと思うんですけれども、この成年扶養控除だけはあまりにも悪評であります。

じゃ、財源はどうするかというときに、これは税調の役割じゃないと思いますけれども、児手特会を廃止する必要もありませんし、そのお金も使えばいいし、来年半額の支給であるならば、これから金額を、必ずしも2万6,000円じゃなくてもいいんじゃないか。功罪を考えたときの成年扶養控除の廃止というのは、私はあまりにも大き過ぎる犠牲だというふうに、地域を歩いた感じで思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○・・・議員

質問ではないんですけれども、2点検討の願いということでさせていただきます。

先ほど、古本政務官に詳しい説明をいただきましたけれども、消費税の件は私も行き過ぎた節税行為だと思っていますので、これはぜひとも排除できるような形にしっかりといただきたいと思っています。3年間の免税、課税という事業者のあり方をフィックスするというだけではちょっと物足りないのかなというのがまず1点目と、もう1点は、今、子ども手当の話もありましたが、子ども手当は、私はしっかりやっていただきたいと思っています。ただ、財源が非常に厳しいということは重々承知しているんですけれども、例

えば将来的に給付付き税額控除ということを経済の中で考えていく中で、給付付きとまではいなくても、例えば成年扶養控除については、一定額の税額控除に切りかえるような形にして、例えば高所得者だけでもご負担をちょっとしていただくとか、そういったことをぜひとも検討していただいて、財源を確保した上で子ども手当というものはぜひとも実施していただきたいと思っております。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。それでは、それぞれ。

○峰崎財務副大臣

それでは、私のほうから。資産課税のことですが、方向感覚としては、これはバブル以前に、2兆4,000億円ぐらい、消費税1%分ぐらいあったんです。大体7、8%の方は亡くなられた方の相続税があったのが、今は4%ぐらい。金額的には今おっしゃったとおりです。

贈与税が減ってきているというのは、相続時精算課税の問題などももちろん入ってくると思うんですが、方向感覚としては、今、基礎控除、あるいは1人当たり1,000万の控除というものが、バブルで土地が上がっていったり、家屋が上がっていったり、その資産価格に応じて上げていって、実は下がっている、何も変えていないということで、そういう意味で課税ベースが非常に狭まっておりますので、これを変えていくということは、やはりある程度の信任を得られるのかと。

問題は、生きていく間というか、自分が努力して所得を多く稼ぐというのは構わないんですが、それが子供の代、次の代へと移ってしまうということに対しては、なかなか公平性という観点から見て、あるいは社会の格差の固定化という観点から見て、非常に問題ではないかという議論などを私たちはしております。これはまだ、今年やるということじゃない。方向性としてはそういう方向で議論を進めていこうということに今なっているわけです。

総体で、今度の税制改正の税調の中における議論は、そういう意味で言うと、やはり富裕層、これだけの難局の中で、豊かな人たちにはある程度それをカバーしてもらったらどうだろうという声は比較的強かったのではないかな。オバマも政策を打ち出しておりますけれども、そんな感想を持っているということだけで、議論の方向としてはそういう方向だと。

それから地方のところがございますが、消費税の配分のところで、多分今、地方消費税は経済産業省かどこかの消費統計か何かを使って配分していると思います。どちらが正確に実態がつかめるのか。私も初めて産業構造の話を書きましたので、検討させていただきたいと。

○渡辺総務副大臣

産業連関表。

○峰崎財務副大臣

産業連関表ですか。それがいいのか、今やっている消費統計がよりいいのか、これはちょっと検討課題だと思いますので、慎重な検討をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、私も北海道に住んでおりますので、車が不可欠であるということはよく存じております。

ただ、北海道の中を見ていると、限界集落みたいなのがどんどん増えてきているのと同じ時に、コンパクトシティというか、それをいかに今度コンパクトにしていくかということで、富山だとか青森だとか、そういった地域における事例なんかを見ていると、やはりエコロジーというか、そういったものも意識されて、地域におけるそういうものを進めようという動きが私はあるような気がいたしますので、そういったことも含めながら、かといって、この公共交通機関が乏しい中での交通体系というのは、やはり命綱だなというふうに私も思っておりますので、その点は全く同じ意見だろうと思っております。

それから、・・さんがおっしゃられた点は、私どももこの4、5回の税制調査会は、成年扶養控除のあり方をめぐって大変激論しているわけです。ただ、一方で考えておいていただきたいのは、おっしゃられた趣旨を踏まえて、私たちも成年扶養控除が国民の皆さんから見て、やはりこれは問題だねというふうにならないように今努力をしております。いろいろな調整を加えておりますが、これだけはもう一方で理解しておいていただきたいんですが、本来的には、23歳以降になってくると、やはり自立をして、進める人は働いて、給与でもって税を納めていくという、普通多くの方々はそのようにされていて、しかし、そうならない方々というのは、先ほど言ったように、障害者とかいろいろな方がおられると。これはもう十分私たちも理解しているし、そういう方々、あるいは今の社会は非常に多様化していますから、うつ病だとか心の病だとか、そういうことでどうしてもなかなか、障害とは認定できないけれども、どうしても働けない人がいるんだよという事例もあるだろう

と思います。

一方で、その年齢に達して、非常に低い収入で自立して頑張っている方々もおられるわけです。そういう人との公平性という観点というものを、もう一面で考えなきゃいかん分野もあるんだということだけは頭の中に置いていただいて、その上で、そうは言っても、手当の当たらない方々に対する配慮をどういうふうに加えるかということで、最大限私たちも苦慮しておりますので、我々が提案するときには、今、地域の方々に、これは問題だよねとおっしゃっている方も、うん、これなら納得できるねというものに変えていくように頑張っていきたいなというふうに思っておるところでございます。

あと、ちょっと消費税のことで、最近の事例の中で、私、雇用問題にとって非常に大きい問題があるんじゃないかと思っているんです。これは税制の中で、これから来年のふるいにかけるときも、雇用が本当に守られているんですかということ、例えば研究開発税制なんかで、それがなるほど、その企業は研究開発を通していてもしらんけれども、それが実際に工場を作ったり研究所を作ったりするのは、日本で作っているのか、どこで作っているのかということも、やっぱり我々は税制上の恩典の措置を加えるときには考慮に入れていい視点じゃないかなと思っているんです。

その場合、実は派遣労働者の仕入れは、確か75%の人件費は、仕入れにかかる税を。つまり、派遣労働に関しては、実は消費税というのは非常に派遣労働促進型になっちゃうと。そして、派遣会社がまた新しい会社を作って、設立後2年間は無税になりますよね。かかりませんよね。そうすると、派遣会社の子会社を2年置きに作っては、そこから実は派遣労働者を派遣することによって、ここには実は消費税がかからないような仕組みを巧妙に作っているという例がだんだん出てきていますので、この消費税の仕組みの中で、そういう問題もやっぱり変えなきゃいけないなという点を、本当は今年からできればそういうものに変えたかったんですが、なかなか議論がそこまで進まなかったのも、それらの点も含めて、変えられれば変えていきたいなというふうに思っています。

最後におっしゃった点は、私たちの考え方は、所得控除から税額控除ということについては、私も大賛成で、その税額控除を手当に変えたり、給付に変えたり、そしてそれを給付付き税額控除で、税を納めていない方々にも返していくという、そのやり方を我々としては所得再配分の大きな役割に入れたいと思っております。

とりあえず、私のほうからは以上です。

○渡辺総務副大臣

先ほどのお話の中で、消費税のお話がありました。ご案内のとおり、3党連立政権の合意で、まずやるべきことは、徹底した無駄の見直しで、そして消費税の議論、導入と。しかし、当然、消費税の議論については、決して避けて通るものではないということは我々の姿勢でございますけれども、もう既に地域主権の戦略会議もできまして、様々な地方自治体の首長さんたちにも入っていただいて、また、総務省、原口総務大臣も直接各地の首長さんとも意見交換を積極的に行っております。その中で、地方の消費税ということも、当然これから要望もございますし、また、現行の消費税の中で地方分というのをどうするかということは、これは地方の首長さんたちからもたくさんの要望をいただいております。またいろいろなご提案もいただいておりますから、ぜひその点につきましては、国が決めて地方にというよりも、地方の首長さんたちと一緒に、どういう地方の税源が一番望ましいかということについては、当然現在も始めておりますし、またこれからはっきり議論をしていきたいというふうに思っております。

あと先ほど、私もこれはずっと一貫して言っておりますが、・・・先生の、まさに私は今そういう立場で発言しているんですけども、控除から手当という中で、実際に手当がない層の方々に対して、不公平感あるいは増税感ばかりが先に行ってしまうと、結果として、私たちは、民主党政権の税制改革が、やっぱり人に優しくなければいけないと思っておりますし、また、貧しい人たちと言ったらあれですけども、収入が少ない人たち。当然、税の適正な配分というものを考えたときに、私は、一番最初にしわ寄せを受ける人たちが、まじめに払って、所得の低い、給与の少ない中で頑張っている人たちに最初にしわ寄せが来るような民主党の税制の政策であってはいけないだろうというふうに思っています。そこは、所得の再分配の分野も含めて、しっかり議論をして、おっしゃるようなご懸念がないような結論に、何とか持っていききたいというふうに私は思っております。

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

暫定税率の引き下げの問題も、例のCO₂の問題で、そういったところまでの議論には、まだ、この環境税論議は行っていません。私どもは、もし、これからまた来年の税制改正の中で、石油石炭税の引き上げを含めたあり方についての議論というのは、最終的には固まっています。今までの議論の経過からすると、CO₂の排出量の問題だとか、そういったことについての議論が、まだそこまで行ってない段階だということでとりあえずお答えして、私は、そういう議論を随分しておりますので、これは引き続き環境税論議が

本格化するときには、またやりとりをさせていただければなと思っておりますので、とりあえずのお答えで。

○・・・議員

今は、環境税論議が本格化していないということでいいんですか。

○峰崎財務副大臣

そういったところまで入っていないということで申し上げておきたいと思います。

○・・・議員

だって、1月に出すんだったら、今やっておかないと間に合わないでしょう。

○峰崎財務副大臣

ですから、そういう段階で今議論が、3大臣あるいは5大臣のところまでずっと論議がされているという状況です。

○・・・議員

私は、そういう議論抜きに、ぼっと入れられる可能性があるから言っているだけ。

○峰崎財務副大臣

そういうことの意味も十分承知の上で、今議論されているということです。

○・・・議員

だから、入れるときは議論をさせてくれるということですか。

○峰崎財務副大臣

それはおそらく議論をさせてもらえる……、当然議論はするんじゃないでしょうかね。

○・・・議員

それはそうじゃないとおかしいよね。

○峰崎財務副大臣

我々政府側にいる人間としては、入れる以上は当然の議論になるし……。

○・・・議員

議論にされないような環境税をやられると困ると、そういうことです。

○峰崎財務副大臣

あまり皆様方と、私も・・さんとそんなに認識が違っているわけじゃありませんので、その点は、そういう議論はしっかりやらなきゃいけないねということは申し伝えてあります。

○小川総務大臣政務官

お時間もそろそろですけれども、よろしいですか。

○峰崎財務副大臣

実は、これから党側の要望事項がいつ、どのような形で、何が要望されてくるかはまだはっきりわかっておりません。その意味で、明日も予定していたんですけれども、明日はおそらく、なかなか会合が持てないんじゃないだろうかというふうに思っていますので、また皆さん方にメールを通じて、いつやるか。多分、あさっては必ずあるだろうというふうに思いますが、確かなことを今私が申し上げられませんので、ぜひまたご参集いただいて、税制改正、今度はおそらく最終に近い段階になってくると思いますので、文書も出てくると思いますので、またご審議いただければ。

今日は本当にありがとうございました。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

それでは、少し早目ですけれども、以上をもちまして、合同の政策会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。